

# 墓地内石材工事に関する規約

一般財団法人桜井脇谷公園墓地

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人桜井脇谷公園墓地が所有管理する桜井脇谷公園墓地において、墓地の使用者より依頼を受けて墓地内において墓石または縁石、柵、その他土砂の入れ替え等の工事をしようとする工事人又は墓地の使用者が、遵守すべき事項について定めることを目的とする。

(迷惑行為の禁止)

第2条 工事人は、工事中隣接墓地又は墓参者等他の人の迷惑となるような行為をしてはならない。

尚、工事については、隣接する墓地使用者の了解を必ず得て実施すること。

(備え付け器具備品の使用の禁止)

第3条 工事人は、工事に関する器具、備品等自己所有物以外の墓地備え付け器具備品を使用してはならない。

(土石の放棄の禁止)

第4条 工事人は、工事に伴う土砂及び墓石の台石、縁石の破片、コンクリートの破片等は自ら搬出し、みだりに公園墓地内に投棄してはならない。

(土砂入れ替えの基準)

第5条 工事人は、墓地内の土砂を入れ替えるときは、水捌けの良い土砂をもってし、入れ替えの時の土砂の掘削の深さは、30センチメートル以上を超えないようにしなければならない。又墓地内より土砂が流出しないようにしなければならない。

(賠償責務)

第6条 工事人は、工事に伴って隣接の墓地又は他に被害を与えたときは、その被害を賠償しなければならない。

(墓地内植樹の禁止)

第7条 墓地の使用者またはその依頼を受けて工事を行なう工事人は墓地内に低灌木を除く植樹を植え、管理上支障を来たすような植樹をしてはならない。

(墓石の無縁台への設置届出)

第8条 墓地使用者は工事人に依頼して、墓石を無縁台に設置しようとするときは、事前に一般財団法人桜井脇谷公園墓地事務所(以下「事務所」という。){奈良県桜井市大字桜井549番地 0744-42-3520}に届け出て必要な手数料を納めなければならない。尚、無縁台に設置できる墓石は当桜井脇谷公園墓地内にあった墓石に限るものとする。他からの持込みは認めない。

(不要の墓柱の処分)

第9条 墓石の建立等により、墓標（木材）を処分しようとするときは、放置することなく処分をしなければならない。

(工事終了の申し出)

第10条 工事人は、工事が終了した時は、墓地管理人にその旨申し出なければならない。

(登録石材店の明示)

第11条 理事長が、別に定めるところにより、一般財団法人桜井脇谷公園墓地の事務所に登録されている石材店については、墓地内にその名前を明示する。

(未登録石材店の届出及び手数料)

第12条 前条による登録がされていない石材店は、その工事に着手する前に理事長が別に定める所により、必要な手数料をその都度、事務所に支払わなければならない。手数料の額は、1件（1依頼人単位とする。）10,000円（消費税は別途加算）とする。

(石材店工事登録手数料)

第13条 墓地工事のための石材店の登録期間は2年間とし、登録手数料は30,000円（消費税は別途加算）とする。更に継続しようとする場合も同様とする。

(委任規定)

第14条 この規約に定めるほか、必要な事項については「墓地管理規定」に定めるところによる。その他必要な事項については理事長が別に定める。

(中止命令)

第15条 本規約及び墓地管理規定に違反し、墓地管理人並びに当事務所の指示に従わないときは、理事長は直ちに工事人に対し工事の中止を命じるものとする。

(附 則)

第1条 この規約は、昭和55年8月10日より適用する。

第2条 この規約は、平成8年4月1日より適用する。

# 墓地内石材工事に関する規約抜粋

一般財団法人桜井脇谷公園墓地

(目的)

第1条 この規約は一般財団法人桜井脇谷公園墓地が所有する桜井脇谷公園墓地において、墓地の使用者より依頼を受けて墓地内において墓石または縁石、柵、その他土砂の入れ替え等の工事をしようとする工事人又は墓地の使用者が、遵守すべき事項について定めることを目的とする。

(道路等維持費)

第14条 工事人は、前第1条に規定されている行為を行おうとするときは「道路等維持費」として、その都度、事務所に支払わなければならない。

道路等維持費の額は1件(1依頼人単位とする。)15,000円(消費税別途)とする。

ただし、道路等維持費として、前第1条中の「柵、その他土砂の入れ替え等の工事をしようとする場合」は除く。

附則

この規約は、平成16年6月1日から適用する。

道路等維持費 の 額 (第1条及び第14条適用)	墓石建立及び縁石工事 1件(1依頼人単位とする)
15,000円	ただし、「柵、その他土砂の 入れ替え等の工事」は、道 路等維持費を徴収しない。

(消費税別)